

原議保存期間	10年（令和15年3月31日まで）
有効期間	一種（令和15年3月31日まで）

庁内各局 部 課 長  
各 地 方 機 関 の 長 殿  
各 都 道 府 県 警 察 の 長  
（参考送付先）  
各 附 属 機 関 の 長

警察庁乙刑発第7号、乙生発第12号  
乙交発第11号、乙備発第9号  
乙サ発第7号  
令和4年4月1日  
警察庁次長

警察庁指定被疑者特別手配要綱の一部改正について（依命通達）

治安に重大な影響を及ぼし、また社会的に著しく危険性の強い凶悪又は重要な犯罪の指名手配被疑者の捜査については、「警察庁指定被疑者特別手配要綱の制定について（依命通達）」（平成31年3月29日付け警察庁乙刑発第3号ほか。以下「旧通達」という。）をもって示達した警察庁指定被疑者特別手配要綱に基づき、効率的に実施してきたところであるが、この度の、関東管区警察局にサイバー特別捜査隊が設置される組織改正に伴い、同要綱の一部を別添のとおり改正することとしたので、各位にあっては、引き続き、その適切な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

命により通達する。

## 警察庁指定被疑者特別手配要綱

### 1 特別手配の指定

- (1) 関東管区警察局又は都道府県警察（以下「都道府県警察等」という。）が指名手配した被疑者のうち、治安に重大な影響を及ぼし、又は社会的に著しく危険性の強い凶悪若しくは重要な犯罪の指名手配被疑者であって、その早期逮捕のため、特に全国的地域にわたって強力な組織的捜査を行う必要があると認められるものについては、警察庁が特別手配の指定を行う。
- (2) 特別手配の指定は、必要の都度個別に行うほか、状況により、複数の被疑者を一括して行う。
- (3) 指定に当たっては、あらかじめ、指名手配をした都道府県警察等（以下「手配警察」という。）及び関係管区警察局と協議する。
- (4) 特別手配の指定は、通達を発して行う。

### 2 警察庁の措置

- (1) 特別手配の指定をした被疑者（以下「指定被疑者」という。）については、警察庁において携帯用の「特別手配書」を作成し、都道府県警察等に配布する。
- (2) 指定被疑者は、原則として、一般に公開することとし、公開の具体的方法等については、当該事件の罪種、罪質等に応じ、警察庁が指定の際に個別に決定する。
- (3) 指定被疑者を公開する場合には、必要に応じ、警察庁においてポスター、チラシ等を作成して配布するほか、報道機関等に対して積極的に協力を依頼する。

### 3 管区警察局の措置

指定被疑者の捜査に関し、管内情勢の把握に努め、管区内府県警察との連絡調整に当たる。

### 4 都道府県警察等の措置

#### (1) 取扱責任者の設置

ア 関東管区警察局サイバー特別捜査隊（以下「隊」という。）並びに都道府県警察の本部（道警察の方面本部を含む。以下「本部」という。）及び警察署に、指定被疑者の捜査の主管に応じて適当と認められる取扱責任者を置く。

イ 取扱責任者は、隊及び本部においては警部以上の階級にある者、警察署においては警部補以上の階級にある者をもって充てる。

ウ 取扱責任者は、特別手配の捜査に関する事務の処理に当たるとともに、捜査の経過を記録しておく。

エ 特別手配に関する事務は、隊又は指名手配業務の主管課において行う。

#### (2) 手配の徹底

ア 特別手配書を全警察官に携帯させるほか、口頭指示等により手配の徹底を図る。

イ 指定被疑者を公開する場合には、ポスター、チラシ等を最も効果の上がるように掲示又は配布するなど、一般の協力確保に努める。

#### (3) 追跡捜査の徹底

ア 特別手配の指定前の捜査に反省検討を加え、立回り見込み先等に関する新たな捜査資料の入手に努める。

イ 手配警察及び立回り見込み先等のある関係都道府県警察は、専従捜査班（員）を置くなどして、捜査の徹底を期する。

ウ 必要に応じ、旅館等の一斉捜査を行い、被疑者の発見逮捕に努める。

エ 個々の警察官に対し、具体的な捜査要領を指示するなど、指導教養に努める。

(4) 報告、連絡

ア 手配警察は、手配内容につき訂正、削除、追加等の事由が生じたときは、速やかに警察庁及び管区警察局に報告する。

イ 指定被疑者に関する情報を入手したときは、速やかに警察庁、管区警察局及び関係都道府県警察に報告（連絡）する。

5 指定の解除

指定被疑者について指名手配が解除されたとき、又は、指定後相当の期間を経過しても逮捕に至らないときは、指定を解除する。

6 特別手配に関する事務

警察庁における特別手配に関する事務は、刑事局刑事企画課において行う。